指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名:パナソニックEWエンジニアリング株式会社

業者の住所:大阪府大阪市中央区城見2-1-61

2 指名停止措置期間 : 令和7年7月29日から令和7年10月28日まで(3か月)

3 指名停止措置の範囲:大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県

4 事実概要

同社は、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の 別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1~10 略	
(建設業法違反行為) 11 部局の所在する都道府県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。 12~14 略	ックを対象として1か月以上9